

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………13
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）……………14
- クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………14

告 示

福岡県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
糸島市瑞梅寺字上久保245、字キトク591、725、773、692の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第527号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字カウシキ2004の11
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木志波字奥ノ丸2957の2、2962の3、2984の2、2986の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営三毛門北部地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和5年8月4日から 令和5年9月4日まで	豊前市役所 農林水産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和5年8月7日から同年8月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑豊広域都市計画道路

3・5・38-3号 伊田駅鉄砲町線の変更

3・4・38-16号 宮尾町川宮線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

田川市大字夏吉、大字伊田、宮尾町、桜町、大字川宮の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

田川市建設経済部都市計画課

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

筑豊広域都市計画道路3・4・43-4号 シカヤ飯塚牟田線

筑豊広域都市計画道路3・4・43-5号 山測笹尾線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和5年9月1日 午後7時00分から

(2) 場所

桂川町住民センター 2階会議室（嘉穂郡桂川町大字土居424番地8）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑豊広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・43-4号シカヤ飯塚牟田線	起点 桂川町大字九郎丸字シカヤ 終点 桂川町大字土師字飯塚牟田 主な経過地 桂川町大字九郎丸	約2,950m
3・4・43-5号山測笹尾線	（廃止する）	

(2) 閲覧

令和5年8月7日から同年8月21日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び桂川町建設事業課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年8月21日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又

は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

筑豊広域都市計画道路3・4・36-7号 境口鴨生田線
筑豊広域都市計画道路3・5・36-9号 山部御館山線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和5年8月31日 午後7時00分から

(2) 場所

直方市役所 5階503会議室（直方市殿町7-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑豊広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・36-7号境口鴨生田線	起点 直方市新町一丁目 終点 直方市大字上新入 主な経過地 直方市大字上新入	約1,800m
3・5・36-9号山部御館山線	起点 直方市大字山部 終点 直方市大字直方 主な経過地 直方市大字山部	約650m

(2) 閲覧

令和5年8月8日から同年8月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市産業建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年8月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

筑豊広域都市計画道路3・5・36-13号 中泉駅前線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和5年8月31日 午後7時00分から

(2) 場所

直方市役所 5階503会議室（直方市殿町7-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 筑豊広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・36-13号中泉駅前線	（廃止する）	

(2) 閲覧

令和5年8月8日から同年8月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市産業建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年8月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察コミュニケーションシステム用プリンタ装置賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和5年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

59,479,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年5月12日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年7月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外42者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外41者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年7月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 H Iヒロセスーパーコンボ小郡店

(2) 所在地 小郡市津古1111-1他

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームインプループメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志 大分県大分市古国府四丁目7番13号	株式会社ホームインプループメントひろせ 代表取締役 田中 美博 大分県大分市古国府四丁目7番13号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームインプループメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志 大分県大分市古国府四丁目7番13号	株式会社ホームインプループメントひろせ 代表取締役 田中 美博 大分県大分市古国府四丁目7番13号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年7月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外61者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外63者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年7月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外117者

株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外118者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更計画については、市の条例等に抵触する問題もなく、周辺的生活環境保持の見地からも、特に問題ありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ツルハドラッグ大善寺店

(2) 所在地 久留米市大善寺町夜明字カウセ町395番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物に係る事項等

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属製廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(5) その他

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。
。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コメリパワー川崎店

(2) 所在地 田川郡川崎町田原宮迫1248-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 エフコープ粕屋店

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地区画整理地内17街区1~15

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ合川店

(2) 所在地 久留米市合川町字西上ノ原66-5他12筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等
特になし
- (2) 騒音の発生に係る事項
特になし
- (3) 廃棄物に係る事項等
久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属製廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。
- (4) 街並みづくり等への配慮等
特になし
- (5) その他
他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 エフコープ粕屋店
 - (2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地地区画整理地内17街区1～15
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ユニクロ福岡新宮店
 - (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目5番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見無し

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ユニクロ春日店
 - (2) 所在地 春日市大字下白水205番1の一部ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ヒマラヤスポーツ福岡新宮店ほか
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目6番4ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ビバモール赤間
- (2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字小園1029番5及び1029番26から1029番35まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町2851番地1

株式会社駅前工務店

代表取締役 嶋田 聖

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市蔵持字寺ノ前722番1及び722番6から722番18まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字下崎字小松530番1、531番1、532番1及び532番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉南区重住一丁目1番1-301号

P F テック株式会社

代表取締役 山内 賢一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字久泉字下牟田876番1、876番3、876番5、877番1から877番4まで、878番1、878番2、878番4から878番6まで、879番13から879番17まで、894番1、895番1、896番1及び896番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字久泉412番地2

社会福祉法人オアシス福祉会

理事長 馬場 一臣

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字上府字灰カフリ492番2、493番3、494番3、501番2、501番4、501番6から501番8まで、502番2、503番、504番、505番1、506番1から506番6まで、507番、508番1から508番4まで、509番2から509番4まで、510番7、511番1から

511番3まで及び513番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

新宮町長 桐島 光昭

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町下府四丁目738番1、738番5及び741番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区姪の浜三丁目29番6-201号

進藤 勝喜

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬リレンザ 48,300人分

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和5年7月10日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
グラクソ・スミスクライン株式会社
- (2) 住所
東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
109,554,060円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年8月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ 58,100人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年7月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
塩野義製薬株式会社
- (2) 住所

大阪市中央区道修町三丁目1番8号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
124,894,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第173号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月4日

福岡県公安委員会

表中

久留米自動車学校 久留米市上津町2192 島原修一	久留米自動車学校 久留米市上津町2192	を
久留米自動車学校 久留米市上津町2192 萩原重信	久留米自動車学校 久留米市上津町2192	に改める。

福岡県公安委員会告示第174号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月4日

福岡県公安委員会

表中

久留米自動車学校 久留米市上津町2192 島原修一	久留米自動車学校 久留米市上津町2192	を
---------------------------------	-------------------------	---

久留米自動車学校
久留米市上津町2192
萩原重信

久留米自動車学校
久留米市上津町2192

に改める。

福岡県公安委員会告示第176号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年8月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年9月23日（土） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以

内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第177号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年8月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年9月14日（木） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
令和5年9月18日（月） 午前9時00分～午前12時00分	福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
令和5年9月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署
令和5年9月29日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署

2 講習の科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第178号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年8月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年10月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年10月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年10月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年10月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第179号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和5年8月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和5年9月16日（土） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。